

特定健康診査未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨
業務委託プロポーザル実施要領（公募型簡易プロポーザル）

令和7年2月

磐田市

目次

1	目的	1
2	対象業務の概要	1
3	参加要件	1
4	実施日程	2
5	参加申請手続き及び参加資格決定通知	2
6	質問書の提出及び回答	2
7	辞退届の提出	2
8	企画提案書の内容	3
9	企画提案書及び見積書の提出	3
10	プレゼンテーションの実施方法	3
11	プロポーザルの審査及び決定	4
12	委託契約	4
13	審査対象の除外	4
14	その他	5

1 目的

第4期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査の目標受診率は令和11年度に60%と設定しているが、本市の令和5年度特定健康診査受診率は40.9%であり、目標受診率と比較し、受診率が大きく乖離している。

目標受診率を達成するため、膨大なデータを専門的な手法で分析し、データを活用した効率的・効果的な受診率向上策の提案の募集をする。併せて、特定保健指導未利用者へ実効性の高い利用勧奨を行い、特定保健指導実施率・終了率の向上を図る。

特定健康診査と特定保健指導を一貫した、効果的な受診勧奨を実施することで、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図り、医療費の抑制につなげるため効果的な受診勧奨を行う者を選定するものである。

2 対象業務の概要

- (1) 委託事業名 特定健康診査未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 上限額は10,602千円（消費税込み）とする。
(注) 取引に係る消費税及び地方消費税の額は10%で計算する。
- (5) 費用分担 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年磐田市告示第72号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 磐田市物品製造等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年磐田市告示第37号）に基づく磐田市の物品製造等入札参加資格認定を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) プライバシーマーク又はISMSと同様の認証を取得していること。
- (7) 別紙「仕様書」に記載した委託業務の実施を前提とした企画提案書及び見積書を期限までに提出するとともに、後日実施する選定審査会に参加し、プレゼンテーションを行うこと。

4 実施日程

期 限 等	項 目	備 考
令和7年2月14日(金)	募集開始・質問受付	市ホームページ
令和7年2月21日(金)17時00分まで	質問書提出期限	電子メール
令和7年2月28日(金)17時00分まで	質問書回答期限	電子メール
令和7年3月7日(金)17時00分まで	参加表明書提出期限	郵送又は持参
令和7年3月10日(月)17時00分まで	辞退届提出期限	郵送又は持参
令和7年3月11日(火)	参加資格決定通知	電子メール
令和7年3月14日(金)17時00分まで	企画提案書等提出期限	郵送又は持参
令和7年3月21日(金)	プレゼンテーション	会場:iプラザ
令和7年3月27日(木)	審査結果の通知	電子メール及び郵送
令和7年4月末日頃	契約の締結	
令和7年4月末日頃	業務開始	

5 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- (1) 申請期間：令和7年2月14日(金)から令和7年3月7日(金)まで
- (2) 提出書類：参加表明書(様式2)
法人登記簿謄本又は履行事項別全部証明書(コピー可)
法人税、消費税、地方消費税に係る納税証明書(未納額なしとわかる証明書)
- (3) 提出方法：郵送又は持参
- (4) 提出場所：健康福祉部健康増進課(磐田市国府台57番地7)
- (5) 決定通知：令和7年3月11日(火)に電子メールにより通知する。

6 質問の提出及び回答

- (1) 提出期限：令和7年2月21日(金)17時00分まで
- (2) 提出方法：質問書(様式1)を電子メールにて提出
- (3) 提出先：kenko@city.iwata.lg.jp
- (4) 回答方法：質問書の回答は、令和7年2月28日(金)までに参加者全員に電子メールにより回答する。

7 辞退届の提出

参加表明後に本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式3)を提出する。

- (1) 期 限：令和7年3月10日(月)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：郵送又は持参
- (3) 提出先：健康福祉部健康増進課(静岡県磐田市国府台57番地7)

8 企画提案書の内容

(1)企画提案書は、次に示す項目について取りまとめ、記載する。

- ・本事業の実施方針、企画提案のセールスポイント
- ・本業務の実施方法、受診率等を向上させる具体的手法等
- ・本業務にかかる実施体制・支援体制
- ・提案見積と積算根拠

(2)企画提案書の様式は自由とするが、原則A4縦版（横書き）とし、ページ番号を付すること。（A3版三つ折りの使用も可）

(3)別紙、プロポーザル審査採点表に基づき審査できるように企画提案書を作成する。

(4)会社（団体）概要について、以下の項目を記載する。

[会社（団体）名・設立年月日・資本金・事業内容・社員数・組織図・その他]

(5)個人情報の取り扱いに関する規程又は方針を記載する。

個人情報の漏えいを防止するため、既の実施している又は今後実施予定の取り組みを記載すること。また、個人情報の漏えい等の重大事故発生時の対応を記載する。

9 企画提案書及び見積書の提出

(1) 企画提案書及び見積書は、令和7年3月14日（金）17時00分までに郵便必着又は健康増進課へ持参し提出する。

(2) 企画提案書は、1事業者1案とする。

(3) 企画提案書の提出部数は、正本1部（綴込みなし）及び副本7部とする。

10 プレゼンテーションの実施方法

(1) 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションに要する人員は5名以内とすること。

(3) プレゼンテーションの構成は自由とするが、説明は20分以内とし、その後質疑の時間（10分以内）を設けること。

(4) プレゼンテーションに際し、新たな資料の提出は求めないが、補足説明等に必要場合は別途用意すること。

(5) プレゼンテーションに際し、パソコン等を使用する場合は別途用意すること。

(6) プレゼンテーションの順番は、本市において決定するものとし、開始時間等の詳細については別途通知する。

(7) 提案者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、審査評価点を6割以上獲得した場合に委託候補者とする。

11 プロポーザルの審査及び決定

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査は、別紙、プロポーザル審査採点表に基づき、特定健康診査未受診者勸奨及び特定保健指導未利用者勸奨業務委託業者選定委員会が審査し、第一位委託候補者を技術的に最適な者として特定する。(以下「特定者」という。) 評価の方法は、すべての提案内容について数値化して行う。なお、審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数社の場合は委員の協議により決定する。
- (2) 審査結果の通知は、プロポーザル参加事業者に対して令和7年3月27日(木)までに通知し、本市ホームページに掲載する。また、特定者に対しては、企画提案書を特定した旨の通知を行う。なお、企画提案書を特定しなかった者に対しては、企画提案書を特定しなかった旨及び理由(以下「非特定理由」)を通知し、通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面により、市に対して非特定理由についての説明を求められることができる。
- (3) 市は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。
- (4) 市は、特定者を選定後、速やかに委託契約に必要な協議を行う。ただし、委託業務に関して、必要な協議が合意に至らない場合、または候補者が13(3)(4)(5)のいずれかに該当した場合は、順次審査結果が上位の事業者と協議を行うものとする。

12 委託契約

特定者は、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とするため、改めて見積書を徴収し、磐田市契約規則(平成17年4月1日規則第32号)の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

契約書の作成については、特定者の費用にて当該業務の委託契約を令和7年4月末日までに締結するものとする。

13 審査対象の除外

次に該当する場合は、審査の対象から除外するものとする。

- (1) この要領に定める提出方法、提出先、期限に適合しないとき。
- (2) 「2対象業務の概要」に示した委託経費の上限額を超過する見積書が提出されたとき。
- (3) 企画提案書の内容に虚偽があると判断されるとき。
- (4) 参加表明書の提出から契約締結までの間に本市の指名停止措置を受けたとき。
- (5) 会社更生法の適用を申請するなど、契約履行が困難と認められる状態に至ったとき。

14 その他

- (1) 企画提案書を提出する者が、他のコンサルタント等の協力を得て又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には企画提案書にその旨を明記するものとする。
- (2) 企画提案書の作成、プレゼンテーションへの出席など、プロポーザルに必要な経費は参加事業者の負担とする。
- (3) 参加表明書の提出期限以降の参加申込みは認めない。
- (4) 企画提案書の提出期限以降の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
ただし、プレゼンテーション当日の補足説明資料の画面投影は除くものとする。
選定された委託事業者の提案内容は、本市との協議の上、変更することができる。
- (5) 企画提案書など、提出された書類は返却しないものとする。
また、提出された書類は、磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）等の法令に基づき、公表に供する場合がある。
- (6) 企画提案書など、提出された書類は提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 企画提案書の内容に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等設置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (8) 選定結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (9) 当該年度の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、市は契約の予定を取り止めることができる。なお、契約予定の取りやめに伴う損害の賠償は行わない。

担当：静岡県磐田市国府台 57 番地 7
磐田市健康福祉部健康増進課
健康支援グループ 井櫻
TEL：0538-37-2011／FAX：0538-35-4586
E-mail：kenko@city.iwata.lg.jp

プロポーザル審査採点表

特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務委託について次の採点表に基づき各審査項目を評価し採点する。

事業名 **特定健診未受診者勧奨及び特定保健指導未利用者勧奨業務**
 事業者名

《採点基準》 5点：非常に優れている 4：優れている 3点：標準的 2点：標準よりも劣る 1点：標準よりもかなり劣る

審査員名

審査項目	評価	配点	採点
(1) 業務の受託に対する基本姿勢 ①会社(団体)の組織体制・業務実績が、本業務遂行上問題のないものであるか ②業務の目的を理解し、市の仕様書と適合した具体的な提案となっているか ③市と緻密に連携し、責任をもって業務に取り組む姿勢があるか	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	15 点	点
(2) 業務を行うことができる能力の有無 ①国・自治体からの受託業務において、当該事業の実績があるか ②当該事業又は類似の受託実績において受診率向上等させた実績・能力があるか ③受託にあたり、委託業務の基本方針が明確であり、市の目的と合致した業務を請け負えるか	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	15 点	点
(3) 業務の具体的な提案 ①特定健診の受診率向上が期待できるような効果的な提案になっているか ②特定保健指導の実施率・終了率の向上が期待できるような効果的な提案になっているか ③特定健診未受診者及び特定保健指導未利用者の分析による業務提案は具体的であるか ④勧奨効果検証に基づき、単年だけでなく経年に渡り、受診率向上を図る取り組み提案がされているか ⑤事業者の強みを生かした創意工夫がされた提案となっているか ⑥仕様書の事項以外に、市にとって有益な独自提案をしているか	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	30 点	点
(4) 業務に関する企画提案能力及び実行能力 ①受診勧奨は本市の現状と課題についての的確に分析・評価し、これに基づいてアプローチ対象等を設定するものか ②通知物のデザインや文言は、ナッジ理論など受診率向上に係る根拠に基づくものとなっているか ③効果検証は様々な視点を用いた分析となっており、課題や改善策の提示が期待できる提案となっているか ④企画提案書の内容を補完説明し、かつ委員からの質問の意図・目的を理解し、的確な回答がなされたか ⑤業務に関する作業手順は具体的であり、詳細な実施スケジュールが提示されている	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	25 点	点
(5) 個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する対応能力 ①個人情報の取り扱いに関する方針等が明確に設けられているか ②個人情報の守秘遵守、漏えい防止のための研修等が実施されているか ③個人情報の漏えい等が起こった場合に、迅速な対応が可能か	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	15 点	点
評価点合計		100 点	点